

最高裁判所(第一小法廷) 令和●●年(○○) 第●●号 行政上告提起事件、令和●●年(○○) 第●●号 行政上告受理申立て事件

国側当事者・国

令和5年4月27日棄却・不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(○○) 第●●号、令和4年10月26日判決、本資料272号・順号2022-27)

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(○○) 第●●号、令和4年4月14日判決、本資料272号・順号2022-9)

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

### 第2 理由

#### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

#### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和5年4月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 深山 卓也

裁判官 山口 厚

裁判官 安浪 亮介

裁判官 岡 正晶

裁判官 堀 徹

## 当事者目録

上告人兼申立人

特定非営利活動法人 [REDACTED]

X

同 代 表 者 理 事 A

見 祐 策 ほか

同訴訟代理人弁護士

鶴 国 見 祐 策 ほか

被 上告人兼相手方

藤 健 洋

同 代 表 者 法 務 大 臣

智 健 洋

同 指 定 代 理 人

鶴 国 齋 藤 健 洋

縣 智 健 洋